

北海道稚内市における基本計画の概要

令和6年12月26日同意

計画のポイント

稚内市は、北海道の最北部に位置し、東西に37.9km、南北に39.7kmの広さを有し、宗谷海峡を挟んで東はオホーツク海、西は日本海に面する国境のまちであり、第一次産業である漁業・農業が基幹産業となっている。産業別就業人口の割合は8.5%（令和2年国勢調査）と全国・全道平均の割合を上回っているほか、建設業・製造業などの第二次産業の産業別就業人口の割合も21.4%と全道平均より高い割合となっている。

製造業は産業全体の付加価値額の約12.9%を占めており、建設業と併せた第二次産業の付加価値額の占める割合は、北海道や全国と比較しても高い割合を示している。また、豊かな自然環境や地域資源を活かし、持続可能な第一次産業の推進や、今後成長が期待される観光産業を振興し、さらなる付加価値創出を目指すとともに、自然災害が極めて少ない地域の優位性から、安定的な雇用創出や地域経済に波及効果が高い事業の創出を目指す。

促進区域

北海道稚内市

経済的効果の目標

- ・1件あたり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出。
- ・これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.55倍の波及効果を与え、促進区域で**約219百万円の付加価値額を創出**することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ①【地域の特性】稚内市の良質な農水産物資源
【活用戦略】食料品製造関連分野
- ②【地域の特性】稚内市の豊富な再生可能エネルギー
【活用戦略】IT・デジタル関連分野
- ③【地域の特性】稚内市の自然豊かな観光資源
【活用戦略】観光分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,611万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ①売上：15%以上増加 ②雇用者数：12%以上増加

制度・事業環境の整備

- ・稚内市企業立地促進条例に基づく助成措置
- ・固定資産税の減免措置
- ・稚内市中小企業振興助成事業による助成措置
- ・北海道産業振興条例に基づく助成措置
- ・研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供
- ・事業者からの事業環境整備の提案への対応 等

《促進区域図》



地域経済牽引支援機関

- ・稚内商工会議所
- ・稚内金融協会
- ・育英館大学

計画期間

計画同意の日から令和11年度末日まで